

# 合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

## 1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	嘉徳南部1市3町合併協議会	設置年月日	平成16年11月5日
構成市町村名	山田市、稲築町、碓井町、嘉徳町	廃止年月日	平成18年3月26日
事務局所在地	〒820-0302 嘉徳町大字大隈町449-2	事務局の連絡先	T E L 0948-83-7575 F A X 0948-57-2842
ホームページアドレス	<a href="http://www.kahonanbu.com">http://www.kahonanbu.com</a>	Eメールアドレス	<a href="mailto:info@kahonanbu.com">info@kahonanbu.com</a>
会長名	高倉 円次 (嘉徳町長)	事務局長名	福田 正幸 (嘉徳町係長)
		事務局市町村職員数	8名
合併協議会設置までの経過	平16. 9. 8～嘉徳南部1市3町勉強会設置。 平16. 11. 1市3町の各議会で合併協議会設置議案を可決。同月5日に法定協議会設置。		

## 2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成16年11月から平成18年3月までの間に13回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	なし		
主な合併協 定項目（市 町村議会の 議決事項及 び合併市町 村の条例事 項）の協議 状況	合併の方式	山田市、嘉徳郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉徳町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する 新設合併とする。	
	合併の期日	合併の期日は平成18年3月27日とする。	
	市町村の名称	新市の名称は、「嘉麻市」とする。	
	事務所の位置	○新市の事務所の位置については、当分の間、碓井庁舎を本庁とする。なお、本庁機能の一部を分庁 することとし、福祉事務所については山田庁舎、水道局については稲築庁舎、教育委員会及び農業委 員会については嘉徳庁舎に置く。 ○本庁以外の庁舎については、総合支所とする。 ○本庁舎に関しては、新市における財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検 討する。	
	財産の取扱い	○公有財産、物品及び債権については、すべて新市に引き継ぐ。 ○基金については、すべて新市に引き継ぐ。 ○管理基金等同一基金のなかでも分別管理する必要があるものについては、従前のおり分別管理を 行うものとする。 ○債務については、すべて新市に引き継ぐ。 ○歴史的経緯又は旧来の慣行により、地域又は地縁的団体等において公有財産に関する入会権その他 実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については、歴史的経緯又は 旧来の慣行を継承し、新市に引き継ぐものとする。	
	議員定数・任 期	定数 ○在任特例適用後の議会議員の定数については、26人とする。 任期 ○1市3町の議会議員については、在任特例を適用し、平成19年4月30日まで引き続き新市の議会議 員として在任する。 選挙区 ○最初の一般選挙における選挙は、旧市町を区分とし、選挙区の定数は、人口割りとする。なお、2 回目以降の一般選挙における選挙区については、新市において検討する。	
	農業委員会委 員定数・任期	(農業委員会の設置数) ○新市に一つの農業委員会を置く。 (委員の構成) ○選挙による委員の定数は合併特例法を適用し、46人とする。(協議の成立と合併関係市町の各議会 の議決を経て、告示が必要) 在任特例任期満了後の原則定数については、23人として条例で定める。 (委員の任期) ○在任特例の任期は新市設置の日から1年とする。 (選挙区の設置) ○2選挙区とする。第1選挙区(嘉徳町)第2選挙区(山田市・稲築町・碓井町)とする。 (選挙区の定数) ○第1選挙区(13人)第2選挙区(10人)とする。 (部会の設置) ○法改正により部会については任意設置になったため、新市農業委員会において協議を行う。	
地方税の取扱 い	市町民税 ○個人市民税については、現行のおりとする。 普通徴収の納期については、4期とする。 ○法人市民税の法人税割の税率については、標準税率(12.3%)とする。 ただし、合併する年度については、現行の税率を適用する。 ○固定資産税については、現行のおりとする。 納期については、4期とする。 ○軽自動車税については、現行のおりとする。 納期については、5月中とする。 ○たばこ税については、現行のおりとする。 税の申告 ○申告巡回受付等については、合併までに調整する。		

主な合併協定項目(市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項)の協議状況	事務組織・機構	<p>新市における組織・機構については、総合支所方式を基本とし、次の方針を定めて調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市移行後も、住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮した組織・機構とする。</li> <li>2 市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構とする。</li> <li>3 簡素で効率的な組織・機構とする。</li> <li>4 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構とする。</li> <li>5 指揮命令系統が明確な組織・機構とする。</li> <li>6 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。</li> </ol>
	町名・字名の取扱い	<p>○山田市、嘉徳郡稲築町、同郡碓井町及び同郡嘉徳町の町、字の区域は従前のおりとする。</p> <p>○新市名の後に大字名を続け、「大字」を削除する。ただし、同じ名称の大字名についてのみ大字名の前に町名を付ける。</p> <p>○地番の表示については、番地と数値の間の「の」を表示しない。</p>
	その他(地域審議会)	地域審議会を設置しない。
市町村建設計画の概要(計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等)	<p>計画期間：合併後10年間</p> <p>将来像：          ー母なる遠賀川源流の恵みに満ちた ふれあいと安心のまちー          遠賀川ハートフル嘉麻の里の創造</p> <p>基本方針：          (1) 活力ある産業振興によるまちづくり          (2) 健やかで心安らぐ福祉のまちづくり          (3) 豊かな自然と共生する環境のまちづくり          (4) 心豊かな人を育むまちづくり          (5) 様々な人が関わり合う交流のまちづくり</p> <p>県事業：新市の一体性を高め、地域の活性化と住民の豊かな生活を実現するため、新市と連携しながら次の事業を計画的に推進する。</p> <p>○道路交通網の整備          ○河川・砂防、急傾斜地などの整備          ○農林業基盤・農村環境の整備          ○福祉・住環境の整備</p>	

### 3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、嘉飯山2市8町合併任意協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成17年3月8日指定
県職員の参画状況	合併協議会顧問として、地方課合併支援室企画主幹及び地域振興課課長補佐を派遣

#### 国の財政支援措置

単位：億円

合併特例債	標準全体事業費(起債上限額)	223.3
	起債充当額(標準全体事業費の95%)	212.1
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	148.5
	合併市町村振興基金の標準基金規模	17.3
	起債充当額(標準基金規模の95%)	16.4
	普通交付税算入額(起債充当額の70%)	11.5
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置(合併補正)	5.1
	特別交付税措置	7.7
	合併市町村補助金	未定

#### 福岡県の財政支援措置

単位：億円

福岡縣市町村合併推進特例交付金	基本額	7.0
	増加人口加算	1.0

#### 合併手続

年 月 日	手続内容等
平成17年1月25日	市町村建設計画決定
—	合併協議会における合併の可否の決定
平成17年2月28日	合併調印式
平成17年3月3日	市町村議会最終議決
平成17年3月8日	廃置分合申請
平成17年3月8日	市制施行協議(県→国)
平成17年3月10日	協議回答(国→県)
平成17年3月10日	県議会に議案提案
平成17年3月28日	県議会議決
平成17年3月28日	県知事決定処分
平成17年4月28日	総務大臣告示

### 4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	高倉 円次(前嘉徳町長) 任期：平18.3.27～平18.4.22
新市市長	松岡 賛(前山田市市長) 任期：平18.4.23～平22.4.22

## 5 合併関係市町村等に関するデータ

### (1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平17.3.31	H12国調 高齢化率 (%)	総面積(平成 17.10.1) k m2	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
山田市	13,266	12,680	11,686	11,395	26.5	22.05	402087	0-5
稲築町	20,874	20,496	19,823	19,643	24.8	17.34	404225	V-4
碓井町	6,796	6,756	6,512	6,371	22.1	8.45	404233	II-4
嘉穂町	11,561	10,872	10,357	10,068	26.9	87.34	404241	III-2
計	52,497	50,804	48,378	47,477	25.30	135.18		

### (2) 産業別就業人口(平成12年国勢調査)

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率(%)	(人)	率(%)	(人)	率(%)	
山田市	144	3.0	1,403	29.3	3,232	67.4	4,794
稲築町	191	2.4	2,559	32.4	5,154	65.2	7,910
碓井町	161	5.9	1,034	37.8	1,544	56.4	2,739
嘉穂町	758	16.2	1,292	27.6	2,629	56.2	4,680
計	1,254	6.2	6,288	31.2	12,559	62.4	20,123

### (3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長	市町村議会議員		職員数(平17.4.1)		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計
山田市	平17.8.25	平17.12.21	17	140	17	157
稲築町	平16.10.28	平19.4.26	19	159	19	178
碓井町	平18.8.10	平19.4.30	14	88	7	95
嘉穂町	平18.6.5	平19.4.29	16	119	7	126
計			66	506	50	556

### (4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平16決算 (百万円)	経常収支比率 平16決算 (%)	財政力指数 (平14~16)	公債費負担 比率平16決 算 (%)	起債制限比 率(3年平均) (%)	積立金現在高 平16決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公 社土地保有 高平16決算 (百万円)	ラスパイ レス指数 (平17.4.1)
山田市	2,903	112.1	0.20	13.6	9.7	536	1,262	97.7
稲築町	3,794	112.0	0.34	17.8	11.2	647	3,311	97.9
碓井町	1,787	108.0	0.20	17.4	3.4	432	2,680	96.5
嘉穂町	2,815	97.0	0.26	18.8	8.6	937	1,782	96.0

### (5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	公平委員会	老人ホーム
山田市	◎嘉穂南部衛 生施設組合	◎嘉穂南部 衛生施設組 合					(市単独)	(市単独)	
稲築町	稲築町ほか3 か町衛生施設 組合	稲築町ほか 3か町衛生 施設組合	◎嘉穂南部 火葬場組合	飯塚地区消 防組合	福岡県介護 保険広域連 合	飯塚広域市 町村圏事務 組合	福岡県市町村職 員退職手当組合	嘉穂郡町公 平委員会 (機関の共 同設置)	飯塚広域市 町村圏事務 組合が飯塚 市に事務委 託
碓井町		◎嘉穂南部 衛生施設組 合							
嘉穂町	◎嘉穂南部衛 生施設組合								

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

### 主な広域行政等つづき

市町村名	公務災害補償
山田市	(市単独)
稲築町	福岡県市町村 消防団員等公 務災害補償組 合
碓井町	
嘉穂町	

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道
山田市	○
稲築町	○
碓井町	○
嘉穂町	○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	過疎地域	辺地地域	産炭激変緩和措置対象地域	農村地域工業等導入地区	工業再配置誘導地域	農業振興地域	伝統的工芸品指定地域	雇用機会増大促進地域
山田市	都計区域	○		指定・告示	農工制度対象	特別誘導	○		○
稲築町	都計区域	○		指定・告示	農工計画策定済	特別誘導	○		○
碓井町		経過措置		指定・告示	農工制度対象	特別誘導	○		○
嘉穂町		○	○	指定・告示	農工計画策定済	特別誘導	○	○	○

地域指定等 つづき

市町村名	特定農山村	県立公園
山田市		
稲築町		
碓井町		
嘉穂町	一部	○

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圏構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	総合農協(現行)
山田市	遠賀流域ゾーンの一部	合併パターンA内	飯塚広域市町村圏内	飯塚地区保健医療圏内	飯塚地区保健福祉圏域内	嘉飯山ブロック内	福岡嘉穂
稲築町							
碓井町							
嘉穂町							

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
山田市	上嘉穂警察署	飯塚県税事務所	※嘉穂保健所	(市単独)	飯塚農林事務所	飯塚地域農業改良普及センター	筑豊家畜保健衛生所	飯塚土木事務所	嘉穂郡・山田市(3)
稲築町	飯塚警察署			嘉穂保健福祉環境事務所					
碓井町	上嘉穂警察署								
嘉穂町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
山田市	飯塚支局	飯塚労働基準監督署	飯塚公共職業安定所(山田市、碓井町、嘉穂町は同所山田分庁舎)	直方社会保険事務所	飯塚税務署	0948	8区
稲築町							
碓井町							
嘉穂町							